

令和2年8月11日

新型コロナウイルス感染症関連ニュース Vol.12 【松江地区版】

※会員専用及び県民向け HP にも掲載しております。

(一社) 島根県歯科医師会

この度、発生いたしました、立正大浜南高校での大規模クラスターに関連し、取り急ぎご連絡いたします。

報道にもありますとおり、現在も関係者へのPCR検査が進められている段階ですので、状況は今後とも変化するものと思われま。現時点での対応となりますことをご承知置き下さい。

なお、患者様へのプライバシーの保護には十分ご留意下さいますよう、今一度スタッフの方にもご周知下さい。

- 1 松江市内の医療機関においては、診療所入口への掲示物にて、患者様への“事前申し出”のご協力を仰いで下さい（掲示例文は別紙のとおり）。
- 2 該当の患者様からの申し出があった場合は、ご事情や症状を伺ったうえで、歯科医師の判断により緊急性がないと考えられる治療については、一定期間を空けて予約を取っていただくなどのご対応をお願いします。
- 3 緊急性を要する患者様への治療については、他の患者様との接触が少ない時間帯や場所での診療など、ご配慮のうえお願いいたします。（歯科診療時の予防策等は、Vol.4等にてご確認下さい。）

※注意）応召義務について

新型コロナウイルスに罹患、またはその疑いのある患者に対して、診療を断ることは、応召義務違反とならないとの見解です。疑いとは発熱、咳などの症状から感染を疑う合理的な理由があるケースで、こういった場合は問題ないと思われま。逆に、疑う根拠が乏しければ応召義務が生じると考えられま。

歯科的緊急性と感染拡大防止の両面から十分説明頂き、患者対応をお願いしたく存じま。